

空き家総合相談窓口と空き家マイスターの連携による相談対応事業 (愛知宅建サポート株式会社)

発表資料

課題	空き家の所有者、県下自治体が持つ空き家に関する悩み事をスピーディーに解決をする。
目的	空き家に関する問題・課題は広範で難解であるため、県下最大の不動産業者団体「公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会」のグループ組織として、自治体との連携を密に図り、空き家総合相談窓口と空き家の専門家空き家マイスターの連携により、問題解決を図る。
取組内容	①自治体から寄せられる空き家相談Q&A集の作成 ②自治体別空き家マイスター在籍店ステッカー・PRチラシの作成 ③相続財産管理人の活用による所有者不明土地の相談窓口
成果	①空き家相談Q&A集 ②空き家マイスター在籍店ステッカー ③自治体別空き家マイスターPRチラシ



←空き家マイスター
在籍店ステッカー



←自治体別空き家マイスター
PRチラシ

空き家相談Q & A集

改正民法対応版 相談事例Q & A集

監修：善利法律事務所 善利 友一 弁護士

一般向け相談 - 賃貸 - 26 家賃の滞納・変更

Q. アパートの賃貸業を営んでおりますが、1人の賃借人から家賃を払ってもらえていません。どのように請求したらよいでしょうか。

まずは、賃借人に対して、賃料を支払うよう催促します。証拠が残るように内容証明郵便で催促することもあります。

催促をしても賃借人が支払わない場合には、賃料支払請求をする裁判を提起することになります。裁判のなかで、賃料が支払われる場合もあります。

裁判で勝訴した場合には、判決をもって、賃借人に対して強制執行することができます。賃借人名義の預金を差し押さえる、賃借人がサラリーマンである場合には給与を差し押さえるといった手段が考えられます。

なお、賃料を支払わない賃借人をいつまでもアパートに置いておくわけにもいかないと思います。|

賃料の支払の催促だけではなく、契約書上の解除事由に基づいて賃貸借契約を解除し、建物の明け渡しを請求することもあります。

その場合には、賃料の支払を催促し、支払期限までに賃料を支払わない場合に賃貸借契約を解除する旨、内容証明郵便で通知することになります。

...

空き家マイスター登録者数

457名

(令和3年12月末日時点)